

令和元年度公立大学法人福知山公立大学剰余金(当期末処分利益)の承認に係る事務局確認事項

1 剰余金の承認の基本的考え方

○剰余金承認の対象となる利益

福知山市長の繰越承認の対象となる利益は、法第40条第3項及び会計基準第72に基づき、損益計算において生じた利益のうち次の要件に合致する場合とする。

- (1) 当該事業年度における経営努力により生じたもの。
- (2) 中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの。

○経営努力の認定基準

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（以下「自己収入」という。）から生じた利益
- (2) 運営費交付金に基づく収益において、中期計画及び年度計画の記載内容に照らし、法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益（教職員人件費、管理的経費の抑制等）
- (3) その他、法人において経営努力によることを立証した利益

「公立大学法人福知山公立大学の利益処分に関する基本的な考え方」に基づき、剰余金が経営努力により生じたものであるかどうかの観点から確認を行った。

2 令和元年度剰余金（当期末処分利益）

- (1) 令和元年度当期総利益（損益計算書より） 8,470 千円

- (2) 収支差額の概要（決算報告書より）

①収入の部

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
運営費交付金	279,248	279,248	—
授業料等収入	335,389	347,604	12,215
受託研究等収入	3,000	6,780	3,780
補助金収入	663,208	660,430	△2,778
その他収入	20,387	19,745	△642
計	1,301,232	1,313,807	12,575

(差額の主な発生要因)

- ・授業料等収入について、入学者数が想定を上回ったことなどにより予算に比して 12,215 千円の増収となった。
- ・受託研究等収入について、3 件 6,780 千円の採択により予算に比して 3,780 千円の増収となった。
- ・補助金収入について、1 号館・3 号館施設改修費が予算額を下回ったことなどにより予算に比して 2,778 千円の減収となった。

②支出の部

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
教育経費	85,570	589,102	503,532
研究経費	14,729	60,205	45,476
教育研究支援経費	22,783	37,719	14,936
受託研究費等	3,000	6,780	3,780
人件費	440,020	440,730	710

一般管理費	735, 130	160, 625	△574, 505
計	1, 301, 232	1, 295, 161	△6, 071

(差額の主な発生要因)

- ・1号館・3号館施設改修費に係る予算科目が予算編成時に確定していなかったため、一般管理費に計上していたが、予算科目が確定し、一般管理費から教育経費・研究経費・教育研究支援経費の各科目に変更し執行したことによって、予算と決算に差額が生じた。
- ・受託研究等について、3件6,780千円の採択により予算に比して3,780千円増加した。
- ・1号館・3号館施設改修費(2,778千円)が予算額を下回ったこと、実践教育実習費(4,965千円)を翌年度に授業料債務として繰り越したことなどにより、予算に比して6,071千円減少した。

③支出差額

収支差額	18,646千円	決算報告書における収支差額
翌年度繰越額	10,176千円	・授業料債務(4,965千円) ・寄附金債務へ(855千円) ・資本剰余金へ計上(4,356千円)
差引当期総利益 (利益処分対象額)	8,470千円	

※実践教育実習費(4,965千円)を授業料債務、個人や法人から受けた寄付金(855千円)を寄付金債務、学務システムの導入などによって取り崩した目的積立金(4,356千円)を資本剰余金として翌年度に繰り越す。

3 剰余金の承認に係る事務局確認事項

チェック項目	チェック結果
ア 経営努力により生じた利益か。	自己収入を確保するとともに、経費削減に努めるなど経営努力により生じた利益であると確認した。
イ 中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものか。	教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てることを確認した。

4 事務局確認結果

「公立大学法人福知山公立大学の利益処分に関する基本的な考え方」に定める経営努力の認定基準を満たしていることを確認した。